

議案第55号

逗子市手数料条例の一部改正について

逗子市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和2年9月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市手数料条例の一部を改正する条例

逗子市手数料条例（平成12年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条の規定に基づく通知カードの紛失、汚損、毀損等による再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことから、改正の要あるため提案する。